

● 相続税無料相談窓口

Q. 相続を円滑行うために、まず最初に何をすればいいのでしょうか？

A. 所有財産を把握するために「財産目録」を作しましょう

財産の種類		財産額 (課税価格)	配偶者	子1	子2	子3
自宅	土地	10,000万円	10,000万円	万円	万円	
	建物	4,500万円	4,500万円	万円	万円	
その他①	土地	11,000万円	万円	11,000万円	万円	
	建物	10,000万円	万円	10,000万円	万円	
その他②	土地	4,000万円	4,000万円	万円	万円	
	建物	5,000万円	5,000万円	万円	万円	
自社株		万円	万円	万円		
上場株式・有価証券等		8,000万円	万円	万円	4,000万円	4,000万円
			見本			



1、まずは所有財産を把握する

自分はどんな財産をいくら持っていて、その財産は相続税評価額にしていくらになるのかということをもとに可視化＝見える化する＝ことから始める必要があります。

長男と次男を平等に分けたいと思ってあれこれ悩んでも、どんな財産をいくら持っているのかを把握していなければ、何と何を分ければ平等になるのかを考えることができません。

また、財産の中には、現金のように分けやすい財産もあれば、不動産のように分けづらい財産もあります。

自分の財産の内訳として、分けやすい財産が多いのか、分けづらい財産が多いのかによって、とるべき対策が変わってきます。

2、財産目録を作る (何が・どこに・どれくらい)

とはいえ、財産状況は常に変わりますので、生前対策に使用するための財産目録は、相続申告の際に作成するもののようにきちんとしている必要はありません。

下記3点を一覧表にする程度のもので結構です。

① 財産の名称

株や投資信託の銘柄・銀行名や口座番号・物件名等

② 保管場所

預け入れている証券会社名・通帳などの保管場所・物件の住所等

